

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和4年3月8日(2022.3.8)

【公開番号】特開2021-182918(P2021-182918A)
 【公開日】令和3年12月2日(2021.12.2)
 【年通号数】公開・登録公報2021-058
 【出願番号】特願2021-113995(P2021-113995)
 【国際特許分類】

A 2 4 F 4 0 / 5 0 (2 0 2 0 . 0 1)

A 2 4 F 4 0 / 3 0 (2 0 2 0 . 0 1)

【 F I 】

A 2 4 F 4 0 / 5 0

A 2 4 F 4 0 / 3 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月24日(2022.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電源と、

前記電源の出力電圧を検出する検出部と、

エアロゾル源を霧化又は香味源を加熱する負荷と前記電源を充電する充電器とを接続可能な接続部と、

前記電源から前記負荷へ給電する給電モードと前記充電器から前記電源へ充電する充電モードとを選択的に実行可能な制御部と、を含み、

30

前記制御部は、

前記給電モードにおける前記出力電圧の所定期間あたりの変化量に基づき、前記電源から前記負荷への放電を停止し、

前記充電モードにおける前記出力電圧の所定期間あたりの変化量に基づき、前記負荷が前記接続部に接続されているにもかかわらず前記充電器に接続されているものと判断することにより、前記充電モードにおける異常を判定する、バッテリーユニット。

【請求項2】

前記制御部は、

前記出力電圧の前記所定期間あたりの変化量が所定の範囲に含まれる場合は前記電源から前記負荷への放電を継続し、

40

前記出力電圧の前記所定期間あたりの変化量が所定の範囲に含まれない場合は前記電源から前記負荷への放電を停止する、

請求項1に記載のバッテリーユニット。

【請求項3】

操作手段を含み、

前記電源から前記負荷への放電を停止した場合、前記制御部は、前記操作手段への操作を契機として前記電源から前記負荷への供給電力の制限された放電を行い、前記出力電圧の前記所定期間あたりの変化量に基づき、前記制限が解除された放電を行うか否かを判断する、請求項2に記載のバッテリーユニット。

【請求項4】

50

前記充電モードにおける前記出力電圧の前記所定期間あたりの変化量が、前記給電モードにおける前記出力電圧の前記所定期間あたりの変化量に基づき設定される第1閾値以下である場合、前記制御部は、前記充電モードを停止する、請求項1に記載のバッテリーユニット。

【請求項5】

前記第1閾値は、前記給電モードにおける前記出力電圧の前記所定期間あたりの前記変化量以下に設定される、請求項4に記載のバッテリーユニット。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか1項に記載のバッテリーユニットと、負荷と、を含む香味吸引器。

10

【請求項7】

エアゾル源を霧化又は香味源を加熱する負荷と電源を充電する充電器とを接続可能な接続部を介して、電源から前記負荷へ給電する給電モードと前記充電器から前記電源へ充電する充電モードとを選択的に実行可能な制御部を含むバッテリーユニットを制御する方法であって、

前記電源の出力電圧を検出するステップと、

前記給電モードにおける前記出力電圧の所定期間あたりの変化量に基づき、前記電源から前記負荷への放電を停止するステップと、

前記充電モードにおける前記出力電圧の所定期間あたりの変化量に基づき、前記負荷が前記接続部に接続されているにもかかわらず前記充電器に接続されているものと判断することにより、前記電源の充電モードにおける異常を判定するステップと、を含む方法。

20

【請求項8】

請求項7に記載の方法をバッテリーユニットに実行させるプログラム。

30

40

50